

北海道北見緑陵高等学校「学校いじめ防止基本方針」

平成30年3月改定

1 いじめの定義

いじめとは児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。
『いじめ防止対策推進法』第2条いじめの定義より抜粋

2 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

いじめ防止等のための対策に関する基本方針を定め、生徒が互いの違いを認め支え合いながら、健やかに意欲を持って成長できる環境をつくとともに、生徒の尊厳および人権を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

- (1) いじめがどの生徒にも起こりうる問題であることから、生徒が安心して学習活動に取り組むことができるよう未然防止に努め、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深め、未然防止を図ることは学校の重要課題である。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) いじめは決して許されないことであり、いじめる側に非があり、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、発見後は組織的に迅速に対応する。

3 いじめの予防、早期発見・解決のための具体的な取組

(1) 未然防止

ア 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

イ 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

ウ 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施および、いじめ確認の日（毎月）の充実
- ・スクールカウンセラー、パートナーティーチャーの活用

エ 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

オ 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・ネットトラブルに係る講演

カ 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・各種通信・便りによる情報共有や啓発、授業公開の実施

(2) 早期発見

ア 職員会議や校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有

ア いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、または、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会等を開催する。

イ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

6 関係機関との連携

(1) オホーツク教育局高等学校教育指導班との連携

ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

イ 関係機関との調整

(2) 北見警察署生活安全課との連携

ア 犯罪等の違法行為がある場合

イ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

(3) 福祉関係機関との連携

ア 家庭での養育に関する指導・助言

イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

ア 精神保健に関する相談

イ 精神症状についての治療、指導・助言

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チーム員の支援を得て解決にあたる。

8 学校評価における留意事項

(1) 学校評価アンケート（全生徒・全保護者）への位置づけ

(2) 学校評議員への諮問

(3) 学校評価書への位置づけ

(4) 中間・年度末反省への位置づけ

9 組織体制：いじめ防止対策委員会

校長 教頭 生徒指導部長 学年主任 養護教諭 学級担任

※必要に応じてスクールカウンセラー、学校医等を参集し拡大委員会を構成する

